平成２４年（フ）第４７号
京都府舞鶴市字溝尻150番地15
債務者　高嶋　栄次
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉本　晴樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第６１号
秋田県湯沢市小野字清水川85番地
債務者　佐々木久雄
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　帥仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第１７６３号
愛知県北名古屋市久地野権現125番地　ロッキーハセガワ102号、従前の住所愛知県稲沢市稲沢町前田105番地33
債務者　田中　範哉
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月13日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６９１号
名古屋市名東区植園町２丁目１番地　アーバンラフレ虹ケ丘南９号棟206号
債務者　山本　義一
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西山　一博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月19日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３４２号
神奈川県高座郡寒川町一之宮４丁目９番53号
債務者　渡邉圭一郎
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　雄太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９７２号
愛知県知多郡武豊町大字東大高字鎮守33―２　特別養護老人ホーム武豊福寿園、住民票上の住所愛知県半田市昭和町２丁目43番地の２
債務者　市野　　操
法定代理人成年後見人　棚瀬　　誠
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三島　宏太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月20日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５３号
福井市若杉４丁目312番地
債務者　佐野　政登
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　端　将一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月５日午前11時25分
5　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８１号
熊本県玉名市田崎839番地46
債務者　山下　新二
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第８８号
岐阜県高山市片野町１丁目47番地
債務者　菅原　　進
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第１４８号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2209番地12
債務者　山本トシ子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川正二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１３３６１号
東京都調布市布田１丁目21―９―203
債務者　星　　光良
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３３８３号
東京都東大和市上北台２丁目１―31―301
債務者　久下　金光
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３３８５号
東京都練馬区練馬２丁目33―18　富士音楽事務所
債務者　佐藤美代子
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３３８７号
埼玉県川口市芝４丁目４―２―101
債務者　柿崎留美子
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３３９２号
東京都八王子市散田町４丁目３―９―102
債務者　竹ノ下米子
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３４２１号
東京都墨田区向島３丁目３―７―705
債務者　石井　裕子
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部